

令和 6 年 第 9 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 6 年 8 月 21 日 開催

雫石町農業委員会

令和6年第9回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年8月21日(水) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番	藤村	正彦
2 番	晴山	英俊
3 番	山崎	忍
4 番	高橋	浩之
5 番	砂壁	純也
6 番	坂下	千枝子
7 番	前	茂見
8 番	川口	英敏
9 番	八丁野	よし子
10 番	松本	光正
11 番	黒沢	菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫石	階	保
雫石	木村	正美
雫石	小谷地	昇
御所	吉田	光彦
御所	米澤	晃
御所	新田	善男
御所	高橋	大和
西山	滝澤	美紗子
西山	柿木	一明
西山	荒塚	秀則
西山	山本	長栄
西山	袖林	一
御明神	南野	仁
御明神	新田	華織
御明神	松ノ木	奈々子
御明神	下川原	幸宏

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員

雫石 横手 克文 御明神 小志戸前 健一

5 議事日程

1. 会議録署名人及び書記の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 特定農地貸付けの承認の取り消しについて

議案第5号 適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 主任 上和野 恵太 事務補助員 佐々木 真智子

開会時間 午後2時00分

- 議 長 ただいまから令和6年、第9回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、農業委員11名、推進委員16名、計27名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しております
ので本総会は成立いたします。
はじめに、会務報告を事務局よりお願いいたします。
- 太田局長 （事務局長、資料により説明）
- 議 長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。
- 委 員 （なし）
- 議 長 なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により
当職から指名することにご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認め、会議録署名人には、10番松本 光正委員、11番黒沢 菜穂子委員、
書記には事務局の上和野主任、佐々木事務補助員を指名いたします。
次に、報告第1号を行います。事務局の説明を求めます。
- 上和野主任 報告第1号を説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会案件資料3ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり5件提出
があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
以上で報告を終わります。
- 議 長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。
- 委 員 （なし）
- 議 長 なければ、報告第1号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定に
ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 上和野主任 議案第1号について説明いたします。総会資料の4ページをご覧ください。
番号1、〇〇、畑2筆、面積計613㎡、3条無償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が新規就農することから、贈与
するものです。
場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、

〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の3～5ページをご覧ください。

番号2、〇〇、畑1筆、面積1,908㎡、3条有償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が新規就農することから売買するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の7～9ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田1筆、面積844㎡、3条有償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が規模拡大することから、売買するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の11～13ページをご覧ください。

総会資料の5～6ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を6番坂下委員にお願いいたします。

6番 坂下委員

6番の坂下です。

8月16日、私、新田 推進委員、荒塚 推進委員、南野 推進委員の3班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の5ページのとおりに保全管理していました。新規就農を理由に贈与後、耕耘機を導入し、野菜を一般的な方法で生産する予定であるため問題ないと思われます。

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の9ページのとおりに保全管理していました。新規就農を理由に売買後、大豆を不耕起栽培予定でありますが隣接する農地も無く、除草作業は行うとのことなので問題ないと思われます。

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の13ページのとおりに野菜を作付けしていました。規模拡大を理由に売買後、引き続き野菜を生産する予定であるため問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、8番 川口委員。

8 番 川口委員 はい、8 番 川口です。確認したいのですが、新規就農で野菜をやるということですが、特に2 番の〇〇さんの売買総額が350 万円ということで、そうしますと10a あたり100 万円を超える高額な金額になります。資料の下欄に書いている案件を見ますと5 万円ということですが、何か特別な事情があるのですか。差し支えない範囲で教えてください。

上和野主任 はい、お答えいたします。譲受人の〇〇さんは、ご存じのとおり〇〇されてます。対象の農地は〇〇の北側に位置する農地となっております。こちらは道路に面しているという条件もあって、ほかに購入希望される方が居られました。

地権者の〇〇さんと〇〇さんとの話し合いで、〇〇の景観などを踏まえてお二人で売買金額も確定して今回、売買に至ったということです。

太田局長 土地や建物の取引で不動産での取引となりますと、売ってください、買って下さい、という事情によって金額が当然変わってきます。

限度額はありますが買いたい人は、いくら払ってでも欲しい、どうしてもその土地が欲しいということで、こちらの金額でもって同意されたという結果になりました。

8 番 川口委員 はい、わかりました。

議 長 はい、5 番砂壁委員。

5 番 砂壁委員 5 番 砂壁です。座ったまま失礼します。同じく2 番の〇〇さん、〇〇さんのところですが、性善説で見なければいけないのだけれども写真だけで見ると、これが道路であれば別なのですが、すでに砂利が敷いてあります。地図で見ると〇〇だとか、〇〇さんがあるところで、今回買われるのが、〇〇ということですが、本当に新規就農なのか、のちに自分の名義になってから宅地や何かに転用する考えは更々無いのかによって変わってくると思うので今、新規就農して大豆をやりたいんです。ということを前提で話をしていれば了解するしかないのだけれども、本当に遑って購入後に農地として活用したのか、しないのかそれも踏まえたうえで例えば宅地を買うことに対してストップをかけないと、闇雲に農地の所々に出てくると農地として活用している農家にすると例えば薬が飛んできて困るだとか、何々されて困るだとか農家や農地を守る人たちが悪者になる可能性もあるので、あくまで性善説でこのままのとおりだということが前提で、そのための調査であると思うのですがシチュエーション、買われる方、現状の風景を見るとどうも納得というか、このとおりなのかなと素直に納得出来ないところがあります。こういった疑問点を事務局としては持たなかったのかなと思います。

太田局長 現地確認をされた方々はどのように見られましたか。

6 番 坂下委員 いくらかはそういう気持ちも持ちました。

- 太田局長 活用するということの前提の説明でもって申請のほうは受付けたという話ですね。未來的な予測のもとで不許可とした場合、万が一 訴訟が起こされた場合、正直申し上げまして法的根拠が無いということで敗訴する可能性がございます。
- 5 番 砂壁委員 もう、所有権が移るわけですからね。
- 太田局長 です。あとは不耕起栽培で問題ないというところであると、そういう形で認められないということであると、どういうことで不許可になったのかを問われます。
- 5 番 砂壁委員 盛土問題では無いのだけれども、この写真で見るとこの砂利っていうのは現状、農地なのですか。
- 上和野主任 駐車場です。
- 新田 推進委員 2 番の写真のほうが明らかです。2 番から見える少し高い所が、砂利を敷いている所になります。駐車場がうまい具合に写りこんでいます。
- 太田局長 将来的な懸念、こちらにつきましては法的には 3 条許可の農地は 3 年間は転用許可できないとなっております。3 年以上、4 年先に転用許可申請が出てきた段階で、その時の審議で、そこを転用許可をすると他の農地に対して非常に不都合な部分が出てくることがあれば、こちらには許可権限は無いので、そういう形で意見決定されるということです。
- 5 番 砂壁委員 これは、良しとなることが前提なのだけれども、これが良しとなった場合に一つの事実として、あの周辺の農地は、この価格だって尋常じゃない価格だと思います。農地として捉えた場合。そうすると本当にこの人の新規就農することを 100% 信じたとして本当にまっさらな気持ちで、その長山の荒れていく土地を抑えたい、ここで新規就農をやりたいんだという時に、この価格がもう長山の街道のベースになると、あそこで素直に本当に農業をやっていききたい、ここの農地を守っていききたいという人で資金が潤沢に無ければ就農できない可能性が出てきます。
- 太田局長 よろしいでしょうか。土地の売買価格につきましては、その実績だけが評価されるものではなくて正常売買価格というものがあります。その土地の価格で本当に厳密な形で価格を出すものは売渡といいますか、売買の実例だけではなくて不動産鑑定というものがありますので不動産鑑定士が出した価格が土地のそのポイントの正常売買価格ということになります。
- 5 番 砂壁委員 であればですが、先ほどおっしゃった買う人があって、売る人があって、そこで値段が決定するから第三者が、四の五の言うことではないというのも充分わかった上でですが、この価格で売買するっていうのは、その先に何かあるんじゃないのかと考えるのも一方では正常なことです。でないと正常な判断はここでは出来ないと思いま

す。何かがあるかもしれないと詰まるところがあれば。

太田局長 それに関して確認しましたら、競争相手がいたという説明でありました。

7 番 前委員 ただ3年間は転用出来ないわけですから。

5 番 砂壁委員 4年目はありますよね。

太田局長 なので次は転用許可のハードルは高くなります。というところで捉えていただくしかないのかなと思います。

7 番 前委員 この売買価格は、先ほど川口さんが言った一反歩あたり100万円という正常値の値段というのは、こちらでお知らせしたり聞かれたりしてますか。

太田局長 そういうことはないです。

7 番 前委員 無いために相対で出た価格ですね。〇〇さんもちゃんと知っていれば、この金額が異常だって分かるでしょうけど、周りに誰がいてアドバイスしたのかが問題だと思うのですけれども、でも私は3年間できないのであればこの場で認められないと思います。

5 番 砂壁委員 まず3年間、担保を押さえているようなものですからね。
という素朴な数字と背景だけみれば、すんと腑に落ちないと思った印象です。

7 番 前委員 ここの周りは田んぼなのですか、農地ありますか。無いですよ。であれば砂壁さんが危惧している田んぼの評価というものには当たらないのではないですか。

2 番 晴山委員 これだと、この面積や価格だと坪、5千円～6千円近くの値段になってますので農地としてはかなり高いです。

7 番 前委員 先ほど、言ったとおり相対でやっているから、結局そういうことになってしまう。適正価格、路線価の価格を知らないがために、誰が言ったかは知らないけれど、二人でやったのか、第三者がいてアドバイスしたのかは分からないですけれども、だからこういう値段になったのだと、我々農家は周りの田んぼの値段が大体どのくらいなのかってますから、またこの〇〇さんという方は、私の知っている〇〇さんであれば、こちらの生まれでもないし百姓でもない方なので、それでおそらく分からなくて、こういうやりとりをやったんじゃないかなという考えはします。

とにかく3年は転用できないということなのですし、周りは林で田んぼには影響ないと思えるのが普通ではないでしょうか。

議 長 はい、4番高橋委員。

4 番 高橋委員

私が引っかかったのは、皆さんが言うとおりの値段、単価もそうなのですが、私は有機農法というところに引っかかります。ここに有機農法申請を出しても許可になりません。5キロ圏内で農薬を使っている農家がいる以上は有機農法ではできません。本当に有機農法でやるつもりなのか、ただただ、この土地を自分のものにしたいと名目を有機農法でやりたいと出したのか、その辺を調べていましたでしょうか。

上和野主任

では、お答えいたします。〇〇さんの営農計画書を見ますと有機農法というフレーズが出てきますが、〇〇さんに直接お伺いすると不耕起栽培、初めて農業される〇〇さんが取っかかりやすい田んぼ、畑を耕起せずに不耕起で採れた枝豆は〇〇の産直で売りたいという計画でございます。

7 番 前委員

多分、有機農法という縛りが分からないと思います。

議 長

暫時、休憩いたします。

では、休憩を解いて再開いたします。

太田局長

今、対応した四ツ家主査に確認したところ、有機農法は誤りで不耕起栽培だけとお話がありました。実は当初、作成した総会資料に有機農法と書いてあるのですが、それを直したかたちで提供しているのが今皆さんがご覧になっている総会資料になります。

木村 推進委員

はい、議長。

議 長

はい、木村推進委員。

木村 推進委員

はい、座ったままでいいですか。

議 長

はい。

木村 推進委員

私は、こういう疑問を持ったりするような書類については、ちゃんとチェックして委員会に出さないと、事務局がどういう風に思ってこの委員会を開いているのかと、そういう部分が問われると思うので、これがただ簡単に3条調査書という部分で有機農法だというのは間違いですと、不耕起栽培だけでしたという話をここであえてするのはおかしいなという感じがします。議会ですから、そういうあやふやな書類をまわしてこれで議論してくださいというほうが問題になってきますよ。そこは、やはり慎重にやらないと皆、必死になってやっているのですから。

私も不耕起栽培だから、4年経ったら宅地にするだろうと多分そういう部分だろうと3年も経てば委員も変わりますから、そうすると知らないという部分で、この書類は通ると思います。

5 番 砂壁委員 はい、私も追隨するわけではありませんが木村さんが言ったのが全くだなと思ったので、この文章を基に審議していく中で、やっぱり違ったと言葉で訂正されても議事録は残るものの、この文章を基に審議するということなので、このままだと審議自体が難しいのかなというのが採決する前の意見になります。

太田局長 それでは、お達しいただきましたご意見に基づきまして、こちらにつきましては改めて申請を受付けまして再度お諮りしたいと思います。

議 長 はい、吉田推進委員

吉田 推進委員 これ1 番の写真は砂利を敷いている部分は農地なんですか。

太田局長 そこは違います。

吉田 推進委員 農地ではなかったのであれば写真を載せる必要はなかったんじゃないですか。やはり木村さんが言ったとおり農地は農地で写真にしないと審議の対象外ですよ、農地でなければ。

太田局長 撮影方向の違いです。

上和野主任 そうですね。7 ページを見ていただきますと①のアングルはこのようなかたちですので農地以外のところの砂利が入ってしまいます。

太田局長 全体を写そうと思うと、どうしても砂利が写ってしまったということです。

吉田 推進委員 そういうところをきちっと資料として出すなり、説明するなりしないと砂壁さんも言った通り見ていて駐車場と分からない訳ですよ。私たちは農地として申請された一部だろうと判断してしまいます。ですから、説明の時に上にあるのは駐車場の部分で、下の部分は現在の畑の部分ですよと、それと調査書を見ると機械そのものも、草刈り機のみと言っている訳ですけども、いくら不耕起栽培でも草刈り機だけでは、多分この管理はできないと思いますし、実際に見ていないから分からないですけども、その辺も、もう一回取り下げるのであれば、話もきちっと含めてどのような計画でやろうとしていくかを聞いたほうが後々良いと思います。不安なままでやってしまうとまた、変な方向に進むとまずいと思いますから、その辺も聞き取りしたほうが良いと思います。以上です。

太田局長 わかりました。その辺のご意見ありました不耕起栽培であっても草刈り機だけでは無理ですと、念押ししまして申請のほうは受付け対応したいと思います。

7 番 前委員 それは、当事者には今回の総会にかかって、申請が通るか通らないかというのは言っているのですか。通らなければ来月、また同じ時間、同じことをやって賛成にする

のであれば皆、中身をわかってやっているんだから、我々も時間の無駄だし、同じような申請で出てくるのであれば、今ここで採決してもいいんじゃないですか。多分、同じもの出てくるんですよ。審議して皆、中身わかっていることですよね。そうしたら、その人にもまた一か月無駄な時間を与えることだし、その当事者にしたら一か月といったら、うちも牛舎建てる時にお願いしたんだけども、一か月ずれると物の値段も変わってきますからね。そういうことも考えて吟味して考えていただきたいと思います。

議 長

それでは、この話し合いを伺っている中で、高橋委員さんと前さんの意見があるわけですが、この場でどのように扱うかという話になります。一つは、先ほどから話に出てました、一か月後またこの場になるというわけですが、更に詳しく話を聞きながら再申請するか、そうではなく前さんの言うように、この流れはわかっているので、この場で採決したらどうですかということですが委員の皆様のご意見等を伺います。

5 番 砂壁委員

僕は、最後の意見として采配は議長のほうにお任せしますが、やっぱり公的機関の中で今判断するということからいくと、誤植ある書類のまま言葉だけで、これは違いました、これはこうですと進めていくのは、のちに残る判断になると思うので危険だと思うので、確かに前さんがおっしゃる通り判断は変わらない可能性のほうが強いのだけれども、だからこそきちっとした書類のもとに審議しなければ、のちに評価する人たちが、この写真と文書を見たときに何かこれ、おかしくないかという原因になると思うので、やるのであれば、これはこの場合、事務局の大失敗になる結果、一か月伸びるかもしれないけれども、だからこそきちっとしたかたちで残すべきではないかなと思うのが私の意見です。

議 長

はい、3 番山崎委員。

3 番 山崎委員

3 番、山崎です。

先ほどから言っていましたように、あくまでも公的な場所なので誤植とか、あるいはそのまま進めるというのは危ないと思います。前さんが言った通り一か月の伸びるといったこともあるのでしょうかけど結局、何らかのミスで伸びたということだけなので取り下げて、しっかり再審査をやるべきだと私は思います。以上です。

議 長

ほかにご意見ございませんか。

私の思っていることは皆様ご存じのとおり、ここは公的な場所ですし、後々のことを考えれば書類から何から、そもそものところからきちんとやっていかないと加工を残すことにもなり兼ねないと思います。そこで皆様がたに意見を押し付けるわけではございませんけれども、確かに一か月も経過すれば世の中の条件的には色々変わってくるよということもわかるわけではございますけれども、ここは一旦、申請を保留にし再度きちんと聴収したもので書類の再申請をして再度会議にかけるということで進めてはどうでしょうか。

委 員 「異議なしの声」

議 長 皆さん頷いていらっしゃるので、やはりきちんと相談しながら決めて、再度申請してもらい我々は審議するということに同意される方の挙手を求めます。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この件に関しましては再度、書類を調整し改めて会議の場にかけるということにしたいと思いますが、事務局のほうはいかがですか。

事務局一同 はい、わかりました。

議 長 ほかに意見等ございませんか。

7 番 前委員 事務局の、より正確な書類と聞き取りと、一層の努力を望みます。

太田局長 わかりました。

議 長 今、前委員から再度意見がございましたけれども、そういう意見等を聞きながら事務を進めてもらいたい、このように思います。ほかに意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ、ここで質疑を打ち切りまして採決に入ります。番号 1 と番号 3 でございますけれども原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので議案第 1 号の番号 1 と番号 3 の 2 件につきましては原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第 2 号について説明いたします。総会資料の 7 ページをご覧ください。

番号 1 ○○、畑 2 筆、面積計 363.04 m²、賃貸借、貸付人○○、借受人 ○○、転用目的は、特別高圧架空電線路に近接する樹木の保安伐採工事のための一時転用であります。

計画面積は妥当であり、農振法に規定する農用地域内の農地であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される 3 年以内の一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。賃借料は

152,000 円、工期は令和 6 年 9 月から令和 7 年 3 月まで、工事費 500,000 円となっています。

場所は参考資料の 1 ページにあります『5 条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m の場所になります。詳細な位置などは参考資料の 15～17 ページをご覧ください。

番号 2 〇〇、畑 1 筆、面積 17,872 m²、賃貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、転用目的は、太陽光発電設備整備のための永久転用であります。

場所は参考資料の 1 ページにあります『5 条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m の場所になります。詳細な位置などは参考資料の 19～22 ページをご覧ください。

本件は計画面積も妥当であり、申請地周囲の状況は農地と農地外が混在しており、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地であり、代替性がないことから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に、現地確認報告を新田推進委員にお願いいたします。

新田 推進委員

御所地区の新田です。

番号 1 について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 17 ページの写真のとおり状況でした。

本件は一時転用かつ農地区分も事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地を与える影響は少ないと判断してきました。

次に番号 2 について報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の 22 ページの写真のとおり、保全管理をしている状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。

なお、いずれも事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、川口委員。

8 番 川口委員

8 番、川口です。この案件は前回の総会に出た場所とは違う案件ですか。

上和野主任

番号何番ですか。

8 番 川口委員

失礼しました。番号 1 です。前回の総会の時に農地の案件が出ましたよね。

上和野主任

はい、お答えします。前回は、〇〇の開閉所のフェンスの張替えの 5 条転用許可で

した。

8 番 川口委員 失礼。2 番でした。前回の〇〇の農地の売買が出ましたよね。

2 番 晴山委員 違います。それとは違います。場所も違いますし。

8 番 川口委員 場所も違う？

2 番 晴山委員 前回のは、〇〇の近くですから。

4 番 高橋委員 今回のは、跨線橋の所ですから。

8 番 川口委員 はい、違いました。わかりました。

議 長 よろしいですか。他にはございませんか。はい、砂壁委員。

5 番 砂壁委員 難癖付けるみたいですけど、1 に対しては口頭で上和野さんのほうから、賃借料 15 万円何某とありましたけど、記載が無くて、2 のほうには今、おっしゃった賃借料が記載されてて、それこそ 1 に対して数字を残したくないとか、2 のほうは間違っ数字入れちゃったとか、どちらかにしてもこれは、さっきの議事と同じで誤植になってしまうので仮に誤植だとするならば、少し気合い入れてやらないといけないのかなと。聞きたいのは 1 と 2 は同じものなんだけど金額的な数字が入っているのと入っていないのとで、フォームの違いはあるのですか。

上和野主任 はい、お答えいたします。備考ですので特にフォーム等はございません。

5 番 砂壁委員 であれば統一したほうがいいのではないですか。

上和野主任 では、次回からそのようにいたします。

議 長 他にごございませんか。

4 番 高橋委員 はい、一ついいですか。先ほどから何回も間違い、間違いって事務局で作ったものを再度、局長が確認したりはしないのですか。

太田局長 はい、しております。特にその辺までは細部までは認識はしておりませんでした。

4 番 高橋委員 気を引き締めてしっかりお願いします。

太田局長 はい、承知しました。

議 長 はい、他にはございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委 員 （全員挙手）

全員挙手ですので議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第3号について説明いたします。

総会資料の8ページをご覧ください。利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1 〇〇、田9筆、畑1筆、面積計29,674㎡、
再設定、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

資料9ページをご覧ください。

番号2、〇〇、畑1筆、面積21,770㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間5年。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第4号、特定農地貸付けの承認の取り消しについてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第4号について説明いたします。総会資料の10ページをご覧ください。

本案は、以前市民農園を開設するために特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき特定農地貸付けの承認を受けていた農地について、現在市民農園を開設しておらず、特定農地貸付けの承認の取消したい旨の申出があったため可否の決定を求めるものです。

番号1 畑2筆、面積計5,144㎡、所有者 〇〇

場所は参考資料の2ページにあります『特定農地貸付法：〇〇』となっているところで詳細な位置などは23～25ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を荒塚推進委員にお願いいたします。

荒塚 推進委員

西山地区推進委員の荒塚です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の25ページのとおり市民農園としての貸出しは行っておらず、家庭菜園として苺、黒豆、ねぎ等を作付けしていました。事務局の説明のとおり、特定農地貸付けを行っていないと判断してきました。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、川口委員。

8 番 川口委員

はい。不勉強で大変申し訳ありません。この特定農地というのはどういう農地なのですか。まず何か条件があるのかと思いますが、それからもう一つ、これは〇〇ですよ、〇〇だと思いますが、これが仮に取り消しになった後は〇〇さんの農地だと思えますが、そういう管理になっていくということなんですか。

太田局長

はい、お答えいたします。

特定農地とは、市民農園に関する特定農地ということで、本来であると又貸しはできない、貸付けするからには農業委員会のほうで許可を得なければ、貸付けできないのですが、この市民農園に関しましては、色々な方々に農作業の体験をしてもらおうと体験する方が一定期間その区画を借りるということで本来であれば農地法に抵触するものなんです。市民農園に限っては、その特例ということで農地法の許可なしに市民農園の経営者といいますか、所有者が一定期間その方に貸し出すことができるというのが特例の農地でございまして〇〇さんが、もう市民農園というものをやめるので特定農地の取消しをお願いしたいということで、届出自体は農林課の担当にお願いしまして、こちらは市民農園として、やってもいいですよという許可を取り下げて市民農園でないものにしますという提案したということになります。

議 長

よろしいですか。はい、木村委員。

木村 推進委員

23 ページの図面の見方なんですけれども、点線が書いてある所に市民農園と書いてあるのですけれども所在地の住所は、〇〇と〇〇と書いてますけれども、この点線で書いてある部分だけが今回やめた分なのか、黒い太い線で囲われてる部分が全部やめる部分なのか、この図面だけでははっきりしない気がします。どういう状況なのか。

上和野主任

はい、当初その特定貸付の承認を受けた筆が、〇〇、〇〇面積計5,144㎡の承認を

受けておりました。その後、市民農園いざ行うとなった場合ですね、5,144 m²承認受けたうちの 250 m²、この点線で囲われている部分だけ市民農園として 50 m²×5 区画で市民農園を開設したということです。なので今回も市民農園を開設してきた 250 m²、点線の部分を確認してきたところ自家消費分の野菜等を作付けしていた状況を確認してきました。

議 長 はい、木村推進委員。

木村 推進委員 そうすると、黒枠で囲われた部分が 5,144 m²で点線の 250 m²、この部分だけ使っていたということですね。これだけ見てると黒枠で囲われた全部、市民農園をやめたというふうに見えて正直、分かりにくいです。

上和野主任 はい、なので特定農地貸付、この 5,144 m²全部市民農園として行ってもいいですという許可を出してますが、〇〇さんは、そのうちから 250 m²だけ市民農園として開設したといったところなので許可は 5,144 m²全部出しているので、今回の取り消しも 2 筆分 5,144 m²取り消すという議案になっております。

木村 推進委員 その 250 m²を説明の時に無かったから、全部なんだと思って図面を見てました。ところが点線で書いてると、ここだけの分なのに面積がとんでもないと見えるので、その辺もしっかりとやっていただければ、受け取るほうも違うと思います。

議 長 他にはございませんか。はい、5 番砂壁委員。

5 番 砂壁委員 一個だけいいですか。採決に影響無いと思いますが、興味本位ですので答えられなければいいのですが、市民農園というのが個人的に非常に興味があって、平成 16 年に承認してから実際にオーナーが付いたというか活用された実績というのは今現在、ゼロになっているよ、先を見通せば、取り消したいですというのは分かったのですが、事務局のほうで平成 16 年から昨年までの過去の活用された実績ってわかりますか。

太田局長 はい、事務局では特にはそういった実績は聞いておりません。

5 番 砂壁委員 はい、いいです。関連してですけれども、今、事務局長から特定農園の説明がありましたが、土地じゃなくて、霽石はあまり果樹やっていないんですが、例えばこの土地にオーナー制みたいなリングの木、一本に〇〇さん、一本に〇〇さんのようにオーナーを付ける果樹の場合も特定農園として申請しないといけない感じですか。

太田局長 すみません、分かりません。

5 番 砂壁委員 いいです。すごく興味があるので。

7 番 前委員 それは農地を持っている人が他の人に又貸しするのが特定ということなんですよ
ね。果樹はいいんじゃないですか。

5 番 砂壁委員 苗だからですよ。土地にやるからどうなんでしょうね。土地は農家が管理してい
るんだけど。

太田局長 であると、貸付というものにはあたらないんじゃないでしょうか。

委 員 難しいですね。

議 長 よろしいですか、他にございませんか。

委 員 （なし）

議 長 無ければ質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といた
します。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第5号について説明いたします。総会資料の12ページをご覧ください。
番号1 〇〇、畑1筆、面積98㎡、所有者 〇〇。
非農地の事由は、昭和46年頃、隣接地所有者が工場を当該農地に越境して建築し、
一体的に利用し現在に至っています。
場所は参考資料の1ページにあります『適用外：〇〇、〇〇』となっているところ
で詳細な位置などは27～29ページをご覧ください。
以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料13ページに添えており
ますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難で
あることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を南野推進委員にお願い
いたします。

南野 推進委員 御明神地区の南野です。番号1について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の29ページのとおり建物が建ってありました。
現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得な
いと判断されます。

以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手(挙手多数)ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会としま
す。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後3時25分

以上が令和6年8月21日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総
会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 8 月 21 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 10番

議事録署名人 11番
